

静岡市暴力団排除条例の概要

目的（第1条）

暴力団の排除を推進し、安全で安心できる市民生活の確保と静岡市における社会経済活動の健全な発展に寄与する

基本理念（第3条）

暴力団を恐れない 暴力団に対し資金を提供しない 暴力団を利用しない

暴力団が市民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、市・市民・事業者が連携・協力して排除を推進するものとします。

市の役割

- 暴力団排除に関する施策の総合的な推進（第4条）
市民・事業者・関係機関及び関係団体と連携・協力しながら推進します。
- 県・警察への情報の提供（第4条）
暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは県・警察に提供します。
- 市の事務事業からの暴力団排除（第6条）
暴力団を利することとならないよう入札や契約などの事務事業において必要な措置を講じます。
- 公の施設からの暴力団排除（第7条）
市の施設を暴力団に管理させないとともに、暴力団の利益となる行事には使わせません。
- 警察署長等への意見聴取（第8条）
暴力団であるかどうかは警察に照会して確認します。
- 市民・事業者に対する支援（第9条）
- 広報及び啓発（第10条）
- 青少年に対する教育（第11条）
市が設置する中学校や高校において生徒が暴力団へ加入しないよう、また暴力団による犯罪被害を受けないよう適切な措置を講じます。

市民・事業者の役割

- 暴力団排除活動への自主的な取り組み（第5条）
基本理念にのっとり自主的かつ相互連携・協力を図りながら取り組みます。
- 市が実施する暴力団排除施策への協力（第5条）
- 市・警察への情報の提供（第5条）
暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは市・警察に提供するよう努めます。
- 青少年に対する指導・助言（第11条）
青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入しないよう、また暴力団による犯罪被害を受けないよう適切な措置を講じるよう努めます。
- 利益供与の禁止（第12条）
暴力団の活動や運営に協力する目的で資金などを提供してはならない。
- 暴力団の威力を利用することの禁止（第13条）
債権回収や紛争解決を目的に暴力団の威力を使用してはならない。

相互の連携

<市の事務事業からの排除対象者>

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）
- 4 暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）
- 5 暴力団員等と密接な関係を有するもの
 - ・役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者）に暴力団員等がいる業者
 - ・暴力団員等に実質的に経営を支配されている業者
 - ・暴力団を利用している業者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している業者
 - ・暴力団員が関与している賭博に参加したり、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会、還暦祝い等の行事に出席するなど、暴力団との関係が深い業者
 - ・相手方が上記の関係をもちつものとなりながら、下請契約をしているもの